

大阪家裁総第312号

令和6年5月7日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長

司法行政文書不開示通知書

4月4日付け(同月8日受付)で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

財産管理Q&A（令和6年3月版）（「第1 Q&Aの改訂の方向性について」で始まる文書のほか、別添の書式集を含む。）

2 開示しないこととした理由

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた1の文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出することができます。

(担当) 大阪家庭裁判所総務課文書係 電話06-6943-5432